

2019年（平成31年）2月22日

福岡県警本部  
糸島警察署長 殿

## 勸告書

福岡県弁護士会  
会長 上田英友  
福岡県弁護士会 人権擁護委員会  
委員長 斉藤芳朗

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するため、人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について、調査を行い、事案に応じて適宜の措置を取ることといたしております。

今般、●●●●●氏の申立てについて調査、検討を重ねた結果、貴署に対して下記のとおり勸告すべきとの結論に達しました。理由は別紙のとおりです。

## 記

貴署所属の警察官は、平成26年4月6日、現行犯逮捕し、貴署に連行した申立人が大便を漏らしているにもかかわらず、約1時間半にわたって、身体を洗わせること等をせずに、1時間程度の取調べを行っております。

この行為は、申立人の人格権を侵害し、被留置者の留置に関する規則2条にも違反するものであり、人権侵害行為といえます。

今後、このような行為がなされないように、所属の警察官に対する指導監督を徹底してください。

(別紙)

## 勧告に至った理由

### 第1 認定した事実

- 1 申立人は、平成26年4月6日、自動車を運転して、自宅から糸島市の中古自動車販売店に赴いていた途中、12:20頃、白バイに乗車した警察官Aからスピード違反の容疑で停止を求められた。申立人は、12:44に現行犯逮捕され、糸島署に13:17に到着し、13:18～13:51取調べ、13:59弁護士会に電話連絡、14:15～14:46取調べがなされた。
- 2 申立人は逮捕直後(12:45頃)に大便を漏らした旨主張しているところ、相手方の主張によっても、申立人から「大便を漏らしたのでパトカーの座席にビニールシートを敷いて欲しい」旨の申出があったことは認めており、申立人が真摯に訴えていることから、申立人が逮捕された頃大便を漏らした事実を認めることができる。
- 3 申立人が体を洗うことができたのは、上記取調べ後、14:48～16:24の間に留置場に戻った時点である(申立人の主張だと、15:30)。そうすると、申立人は、13:17に糸島署に到着後、14:48以降までの約1時間30分間にわたって、大便を漏らした状態のまま放置され、13:18～13:51、14:15～14:46の約1時間にわたって取調べを受けたことになる(以下、本件放置行為という)。

### 第2 事実に対する評価

- 1 本件放置行為が人権侵害となるか否かについて検討する。
- 2 大便を漏らし、身体を洗えない状態に留め置かれることは、被疑者の人格権を否定するに等しい。
- 3 さらに、取調べにおいては、被疑者が任意に自分の意思に基づき供述することができる状況が整備されていなければならない。大便を漏らしたままの状態であれば、不快感、羞恥心により心理的圧迫を受けることとなり、取調べにおける任意性を確保できる状況ではない。また、特に緊急に取調べを行う必要性も認められない。そうすると、申立人に対しては、取調べに先立ってまずは体を洗わせ、不快感、羞恥心を解消して任意に供述できる状況を作成すべきであった。

この点は、国家公安委員会が警察法の規定に基づき定めている被留置者の留置に関する規則2条が「被留置者の処遇に当たっては、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うものとし、いやしくもその権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない」旨規定し、被疑者の人権に配慮するため、被疑者の状況に応じた適切な処置を行うことが必要であるとしていることから明らかである。大便を漏らした状態の被疑者に対する「適切な措置」とは体を洗わせることで

あり、このような措置を取らない場合、人権侵害となりうることはこの規則からも見て取れる。

4 東京地裁平成 23 年 3 月 15 日証拠排除決定（判タ 1356 号 245 頁参照）は、午後 10 時頃職務質問をされ、覚せい剤所持の現行犯で逮捕した女性の被疑者が逮捕直後に「トイレに行かせてくれ」と言ったがトイレに行かせず、警察署に到着後トイレに向かったがトイレの洗面所の前で座り込み失禁し、その後引致、取調べ、医師の診断を経て留置後、翌日 9 時頃排尿された尿について、証拠能力を否定した。この決定では、警察官からトイレに行かせてもらえず失禁してしまった被疑者が、尿の任意提出をしなければ再び失禁することになるとの心理的圧迫を受けた点について、違法収集証拠であることを裏付ける一つの事情とされている（同 247 頁）。

5 以上の点から考えると、本件放置行為は人権侵害に該当するといえることができる。

（結論）

本件放置行為の継続時間、早期に釈放されていることを勘案して、勧告とすべきと思料する。